平成２６年（フ）第１７４号
千葉県流山市東初石３丁目103番地の154
債務者　北澤　宏明
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　光
4　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２６号
岐阜市八代２丁目６番５号
債務者　フレットこと　川瀬　欣宏
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
秋田県大仙市土川字十二山２番地18、旧住所東京都荒川区東尾久４丁目13番９―504号
債務者　加藤　広志
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県明石市藤江1004番地の４　アルファステイツ西明石Ⅱ604号
債務者　神戸　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午後１時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１４８号
大阪府豊中市西泉丘１丁目３番７―217号
債務者　岩木　伸治
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３０号
大阪府高槻市登町２番Ａ30―308号
債務者　小島　信一
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０５号
大阪市生野区小路東２丁目１番12―206号
債務者　横田由利子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５６号
大阪府茨木市新堂１丁目13番15号　リバーサイドコーポ201号
債務者　金谷　秀親
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６３９号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番21号　村井文化201号
債務者　奥田三重子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９０号
大阪市城東区森之宮２丁目６番335号
債務者　樋口　眞理
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６９９号
大阪市西区立売堀１丁目13番17号　レフィナード鶴翁403
債務者　辻村　正利
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７０５号
大阪府八尾市南木の本３丁目19番地の40
債務者　岩本　末雄
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７０６号
大阪府八尾市南木の本３丁目19番地の40
債務者　岩本　仁子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１２号
大阪府豊中市曽根東町６丁目４番１―307号
債務者　角谷　邦実
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６号
三重県伊勢市大世古４丁目４番33号
債務者　高嶋　真一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2677番地の１　エレガントパレスＫＵＭＡＺＡＷＡ202
債務者　岩淵　栄治
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部